

第17回大分市自治基本条例検討委員会

平成22年10月25日(月)午後2時から
大分市保健所 6階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 素案の確認について

(2) 市民意見交換会について

(3) その他

第16回大分市自治基本条例検討委員会 会議での確認事項

1. 市民の定義について

住所を有する人のみを「市民」とするか、通勤・通学する人も市民とするか、また、住所を有する「市民」の他に、通勤・通学する人を「市民等」とするか、市民部会で検討を行った結果、従来どおり通勤・通学する人も含めて「市民」とすることを再確認し、その旨を全体会においても確認した。

2. 市長等の定義について

市長等に水道事業管理者を含めることとし、
2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。
と修正することを確認した。（資料1参照）

3. 基本理念、基本原則、議会の基本的役割等について

部会修正案または議会選出議員による検討結果を採用した。

4. 市民の権利について

第2項の「市民は、行政サービスを受ける権利を有する。」は、市民の定義を広く捉えた場合に、住民も市外からの通勤・通学する人も、同様の行政サービスが受けられるような誤解が生じる恐れがあるとの意見を受け、市民部会の検討により「2 市民は、公正な行政サービスを受けられることができる。」と修正することとし、全体会においてもその旨確認した。

5．多文化共生について

第6章の「まちづくりの推進」に復活させても良いのではないかという意見により、第31条に（多様な文化の尊重等）ということで、「市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めるものとする。」という一条を追加しました。

大筋の了解が得られたものの、「環境の整備」という言葉が、具体的に考えたときにハード的なものをイメージする恐れがあるとの意見をいただき、事務局において文言の再検討を行うことになりました。（資料1参照）

6．危機管理体制の整備等について

条文の内容から、第6章「まちづくりの推進」ではなく、第4章「行政運営」の第20条に移動し、全体会での了解をいただいた。

7．条例の仮称について

今まで、「(仮称)大分市自治基本条例」としてきたが、意見により「(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)」とし、今後の市民意見交換会やパブリックコメントを行うこととした。

8．市民意見交換会について

概ね条例素案が整ってきたことから、別紙日程のとおり市民意見交換会を開催することを確認し、市民宛に広報することとした。

次回の全体会議で参加委員の日程調整や運営方法等を協議することとした。

(仮称)大分市自治基本条例
(まちづくり基本条例)(素案)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 第2章 基本理念及び基本原則(第3条・第4条)
 第3章 市民、議会及び市長等の役割等
 第1節 市民(第5条・第6条)
 第2節 議会(第7条)
 第3節 市長等(第8条 - 第10条)
 第4章 行政運営(第11条 - 第21条)
 第5章 市民参画等(第22条 - 第27条)
 第6章 まちづくりの推進(第28条 - 第31条)
 第7章 この条例の位置付け(第32条)
 附則

<前文>

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)を制定します。

<第1章 総則>

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則

を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
 (2) 市内に通勤し、又は通学する者
 (3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)

2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。

3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合っ

て共通の課題解決に取り組むことをいう。
 4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

<第2章 基本理念及び基本原則>

(基本理念)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

(基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1) 市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2) 情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び

市長等が共有すること。

(3) 協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

<第3章 市民、議会及び市長等の役割等>

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。

3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。

(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。

(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。

(3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。

(4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。

(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。

2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。

3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会と

の調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第2節 議会

(議会の基本的役割等)

第7条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担う。

2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有する。

3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。

4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、別に条例で定めるところによる。

第3節 市長等

(市長等の基本的役割と責務)

第8条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、総合計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

3 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の向上に努めなければならない。

4 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するように努めなければならない。

5 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

6 市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

(市長の基本的役割と責務)

第9条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員

の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。

- 2 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。
- 4 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

(職員の責務)

- 第 10 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
 - 3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適切に対応しなければならない。

< 第 4 章 行政運営 >

(総合計画)

- 第 11 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- 2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

(財政運営)

- 第 12 条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(政策法務)

- 第 13 条 市長等は、市政の課題に対応した政策を

実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

(条例の制定等の手続)

- 第 14 条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(行政評価)

- 第 15 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。
- 2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

(行政手続)

- 第 16 条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。

(情報公開)

- 第 17 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 18 条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(権利保護及び苦情対応)

第 19 条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の整備等)

第 20 条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。

(行政組織の編成)

第 21 条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

<第 5 章 市民参画等>

(市民参画)

第 22 条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。

2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

(協働の推進)

第 23 条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

(市民提案)

第 24 条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(市民意見の聴取)

第 25 条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市長等は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。

(住民投票)

第 26 条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

(審議会、懇話会等)

第 27 条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。

2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。

<第6章 まちづくりの推進>

(都市内分権)

第28条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

(地域コミュニティ)

第29条 市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

(連携及び協力)

第30条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。

(多様な文化の尊重等)

第31条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

<第7章 この条例の位置付け>

第32条 市民、議会及び市長等は、本市の自治の

最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

<附 則>

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(この条例の見直し)

2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

回 覧										

**（仮称）大分市自治基本条例
 （まちづくり基本条例）
 市民意見交換会
 にご参加ください！**

大分市では、市民の皆さんが主体的に市政参画できるための基本的なルールであり、本市の最高規範となる「（仮称）大分市自治基本条例（まちづくり基本条例）」の制定に向けた検討を進めています。

これに伴い、市民の皆さんから広く意見をいただくため、市内13箇所の会場で「市民意見交換会」を開催することといたしました。

お近くの会場に、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

日程・場所 下記のとおり

時間 午後7時～午後8時30分（終了予定）

開催日	会場名	（ 部屋 ）
11月11日(木)	グリーンカルチャーセンター	（ 会議室 ）
11月12日(金)	コンパルホール	（ 3階大会議室 ）
11月15日(月)	南大分公民館	（ 研修室 ）
11月16日(火)	明治明野公民館	（ 視聴覚室 ）
11月17日(水)	坂ノ市公民館	（ 研修室 ）
11月18日(木)	鶴崎支所	（ 大会議室 ）
11月19日(金)	佐賀関公民館	（ 研修室 ）
11月22日(月)	大在公民館	（ 研修室 ）
11月24日(水)	野津原支所	（ 大会議室 ）
11月25日(木)	大分南部公民館	（ 研修室 ）
11月26日(金)	大分西部公民館	（ 会議室 ）
11月29日(月)	大南公民館	（ 講議室 ）
11月30日(火)	植田支所	（ 大会議室 ）

問合せ先 大分市企画部企画課(☎537-5603)へ

案

(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)

市民意見交換会

次 第(案)

1. 開 会 (事務局)
2. 内 容 説 明 (検討委員 代表挨拶・自己紹介有)
3. 意 見 交 換 (検討委員)
4. そ の 他 (事務局)
5. 閉 会 (事務局)

1 .(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)について

1 .(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)とは

自治基本条例(まちづくり基本条例)とは、一般的に、市民、議会、行政と一緒に自治(市民主権のまちづくり)を進めるための基本的なルールを定めたものと言われています。

今までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすれば良いのか?議会、行政にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。

自治基本条例(まちづくり基本条例)は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置付けられる条例です。

2 .(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)の必要性

地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から対等協調の関係へと変わり、地域の特性に合ったまちづくりが進められるようになってきました。

また、市民ニーズやライフスタイルの多様化や、コミュニティの希薄化が進む中、行政が行う取り組みだけでは対応が難しくなっており、代わりに新たな公共の担い手として、ボランティア団体やNPOなど地域で活躍する団体の働きが大きくなってきました。

このような私たちを取り巻く状況の変化に対応し、これからの大分市の運営がぶれることなく進められるように、市民、議会、行政の共通のルールを定める必要性が高まり、これが自治基本条例(まちづくり基本条例)制定の動きとなっています。

3 .(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)ができた後のまちづくり

本条例に規定される内容の大部分は既に大分市においても取り組まれているものであり、「条例ができたことによって、大分市のまちづくりがすぐに大きく変わる」ということにはならないかもしれませんが、「誰がどのような役割を担うか」といった基本的なルールが定められることにより、今まで以上に市民主体のまちづくりが進むものと期待されます。

2 .(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)のポイント

自治の基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指す
ために市民主権でまちづくりを行う

市民総参加の原則
大分市の自治に全ての市民が
参加することができることを示
しています。

情報共有の原則
大分市の自治に必要な情報は
皆で共有し、まちづくりに役立
てていくことを示しています。

自治の基本原則

協働の原則
大分市の自治に取り組むにあたっては、市民、議会、
行政がそれぞれの役割分担の下、一緒になって行動して
いくことを示しています。

市民・議会・行政の役割と責務

(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)制定後の大分市では、以下のような役割分担が求められています。

市民は、まちづくりに
参画することができま
す。
市民は、市政に関する
情報について、公開又は
提供を求めることがで
きます。
市民は、互いに権利を
尊重し、理解し、及び協
力するよう努めます。
市民は、自らの発言と
行動に責任を持ちます。

市民

大分市に暮し、学び・働く人

条文の一部を抜粋

市民の幸せな
暮らしの実現

議会

議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担います。
議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有します。

行政

市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行その他の権限を適正に行使します。公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図り、市民福祉の向上に努めます。
職員は、全体の奉仕者として、公正・公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念します。

市民主体による自治の実現

3.(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)(素案)の構造図

前 文

市民として、本市の豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)を制定することを宣言しています。

第1章
総則

1 目 的

市民主体による自治の実現を図ることを目的としています。

2 定 義

「市民」、「市長等」、「協働」、「総合計画」の定義付けをしています。

第2章
理念及び原則

3 基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主権のまちづくり

4 基本原則

市民総参加の原則
情報共有の原則
協働の原則

第3章
役割等

市 民

5 市民の権利
6 市民の責務

議 会

7 議会の基本的役割等

市 長 等

8 市長等の基本的役割と責務
9 市長の基本的役割と責務
10 職員の責務

第4章
自治の仕組み

行政運営

〔 計画的に業務を行うための総合計画や健全な財政運営、行政評価や情報公開など市民に開かれた行政運営の仕組み等を規定しています。 〕

11 総合計画 12 財政運営 13 政策法務 14 条例の制定等の手続 15 行政評価
16 行政手続 17 情報公開 18 個人情報の保護 19 権利保護及び苦情対応
20 危機管理体制の整備等 21 行政組織の編成

市民参画等

〔 市民のまちづくりへの参画や意見を述べる機会の確保など、市政への参画の仕組み等を規定しています。 〕

22 市民参画 23 協働の推進 24 市民提案 25 市民意見の聴取 26 住民投票
27 審議会、懇話会等

まちづくりの推進

〔 地域コミュニティの支援や多様な文化の尊重など、さらなるまちづくりへの取組みを規定しています。 〕

28 都市内分権 29 地域コミュニティ 30 連携及び協力 31 多様な文化の尊重等

第7章
附則

32 この条例の位置付け

本市の自治の最高規範であることを規定しています。

附 則

施行期日
この条例の見直し

数字は条文Noを示します。

(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)(案)

Q & A

1. 全般事項について

Q 1 .「自治基本条例(まちづくり基本条例)」って、そもそも何？

A 1 .自治基本条例(まちづくり基本条例)とは、一般的に、市民、議会、行政と一緒に自治(市民主権のまちづくり)を進めるための基本的なルールを定めたものと言われています。

今までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすれば良いのか？議会、行政にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。

自治基本条例(まちづくり基本条例)は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置付けられる条例です。

Q 2 .「自治基本条例(まちづくり基本条例)」はなぜ必要？

A 2 .地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から対等協調の関係へと変わり、地域の特性に合ったまちづくりが進められるようになってきました。

また、市民ニーズやライフスタイルの多様化や、コミュニティの希薄化が進む中、行政が行う取り組みだけでは対応が難しくなっており、代わりに新たな公共の担い手として、ボランティア団体やNPOなど地域で活躍する団体の働きが大きくなってきました。

このような私たちを取り巻く状況の変化に対応し、これからの大分市の運営がぶれることなく進められるように、市民、議会、行政の共通のルールを定める必要性が高まり、これが自治基本条例(まちづくり基本条例)制定の動きとなっています。

Q 3 . 「自治基本条例 (まちづくり基本条例)」ができると何がかわるのか？

A 3 . 「自治基本条例 (まちづくり基本条例)」に規定する内容の大部分は、既にこれまででも大分市において取り組んできています。

例えば、協働の推進においては、これまででも様々な場面において、市民の皆さんと市が連携しながら課題の解決にあたってきました。

よって、すぐに何かが大きく変わるということはないかもしれませんが、まちづくりにおける市民、議会、行政それぞれの役割や責務を明確にし、市民参画の機会を確保するとともに、そのために必要な情報の共有などを図ることにより、市政運営において市民の皆さんの意見がより生かされるようになります。

Q 4 . 他都市の制定状況は？

A 4 . 現在、全国において100以上の自治体が「自治基本条例」または「まちづくり基本条例」を制定済みです。

政令指定都市では、川崎市をはじめ4市(川崎市、札幌市、新潟市、静岡市)、大分市と同じ中核市では、豊田市をはじめ5市(豊田市、宇都宮市、岐阜市、高松市、熊本市)が制定済みとなっています。

また、九州管内では、熊本市をはじめ7市(熊本市、福津市、合志市、由布市、えびの市、出水市、薩摩川内市)、大分県内では九重町と由布市が制定済みとなっているところです。

Q 5 . 日本国憲法や地方自治法と「自治基本条例 (まちづくり基本条例)」の関係は？

A 5 . 地方自治の基本的な骨格は、既に日本国憲法と地方自治法に定められています。

今回の「自治基本条例 (まちづくり基本条例)」は、大分市の特徴を生かした独自のまちづくりや市民が主体となったまちづくりを進めるために必要な大分市の最高規範としていますが、あくまで、日本国憲法や地方自治法及び関係する上位法に基づくものです。

Q 6 . 大分市が策定している「大分市市民協働基本指針」との関係は？

A 6 . 大分市では、平成 1 8 年 1 0 月に「みんなで住みよいまちづくり」と題して、「大分市市民協働基本指針」を策定しています。

この基本指針は、最近薄れつつある地域社会での人と人とのつながりなど、もう一度自分たちが暮らす地域社会について考え直し、みんなの手でより良い地域に作り直すきっかけとして、市民が行う活動を行政がサポートするという意味で、市民協働の道筋を描いたものです。

今回の「自治基本条例（まちづくり基本条例）」は、市民主体による自治の実現を目的とするものであり、その想いは基本指針の流れを汲んだものとなっています。

よって、今まで市民協働の手順として基本指針のみで運用していたものを、条例文化することにより、協働のルールはより確実なものとなったといえます。

Q 7 . 「自治基本条例（まちづくり基本条例）」と他の個別条例の関係は？

A 7 . 「自治基本条例（まちづくり基本条例）」は、大分市の最高規範と位置付けられています。

よって、大分市における各種個別の条例は「自治基本条例（まちづくり基本条例）」の下に位置付けられ、制定改廃する際には、「自治基本条例（まちづくり基本条例）」の理念に沿って行うこととなります。

Q 8 . 大分市の「自治基本条例（まちづくり基本条例）」の大きな特徴は？

A 8 . 大分市の「自治基本条例（まちづくり基本条例）」のコンセプトは、歴史、自然、産業と先人たちが築き守ってきた誇りを、次の世代に確実に引き継いでいくことを基本に、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権のまちづくりを行うこととしています。

また、市民の権利、責務において、次の世代となる子どもたちが健やかに育つ環境を求めることができ、大人はその環境作りに努めなければならない責務を規定していることが大きな特徴といえます。

Q 9 . この条例案はどのような過程でできたか？

A 9 . この条例の制定に向けた検討の動きは、平成 1 9 年 9 月に市役所職員による庁内研究チームが発足し、他都市の状況等を研究する中、大分市も自治基本条例の検討を行うべきという結論から、平成 2 0 年 6 月に市民、議会、行政の代表者で構成する「大分市自治基本条例検討委員会」を立上げ、条例の必要性から検討を進めてきました。

この基本条例は、大分市が市民主体の自治を実現するためのルール作りであると考えていることから、同検討委員会では、この素案ができあがるまでに、専門部会を含む延べ 6 9 回に及ぶ検討会を重ね、検討委員会が主体となって、本日も提案の素案を作成したところです。

今後は、市民の皆様からいただいたご意見を参考にさせていただき、より分かりやすいものを作っていきたいと考えています。

Q 1 0 . 条例の内容に具体性がなく分かりにくい。

A 1 0 . この条例案は、大分市の自治を行う上で基本となるおおもとの条例と位置付けています。

この条例の基本理念を柱にして、その他の各個別条例や計画等を具体的に定め、これにより大分市政を行っていくこととなります。

そういうことから、この条例が示すことは個別具体的なものではなく、広い意味で大分市の自治(まちづくり)の在り方を示すことを意図した表現としています。

Q 1 1 . このような基本条例は、当たり前なことなので必要ないのではないか？

A 1 1 . おっしゃるとおり、本条例案の内容は、今までも取り組んでいることがほとんどであり、検討委員会の検討の際にも、自治基本条例の必要性について議論をいたしました。

今までも大分市は、「協働によるまちづくり」を柱とする市民を主体とした様々な取組が進められてきました。こうした市民を中心としたまちづくりの取組が、今後の市政においても変わらず行われるように、その仕組みを明記したものが必要であろうということで、まちづくりに関して、市民、議会、行政の役割を明確に定めた条例を制定するという結論に達したところです。

Q 1 2 . 条例とはどういうものか？

A 1 2 . そもそも条例とは、日本国憲法第 9 4 条に「地方公共団体は、・・・法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定されていることを根拠として、法で規制されていないものなどについては、任意に条例を定めて規制をすることができる仕組みとなっています。

簡単に言うと、大分市が作る大分市の中だけで通用する大分市専用の法律ということになります。

2 . 前文について

Q 1 . 前文とは何か？

Q 1 . すべての条例に必ずあるというものではありませんが、いわゆる「自治基本条例」と言われる条例の前には、一般的にその条例を定めた経緯などを記した文章が記載されています。

前文の形は自治体によって様々であり、どれが正解ということはありませんが、一般的にはまちづくりに取り組む前提として、自分達のまちはどのようなものを記したものが多くあります。

大分市においては、条例本文への導入部として、私たち大分市民の愛するふるさとの姿や、歩んできた歴史的背景等を謳い、大分市のまちづくりの最高規範となるこの条例を定める市民の誓いを表しています。

3 . 第 1 章 総則について

(第 1 条関係)

Q 1 . 「目的」の「市民主体による自治の実現」とはどういう意味か？

A 1 . 「自治」という言葉の本来の意味は、文字通り自らが治めるということですが、本条例案では、「自治」とは、市や自治会等において意思決定を行う際の仕組みや方法であると考えています。

よって、「市民主体による自治の実現」とは、大分市を運営する際の意思決定やその仕組み、方法を決定するのは、市民である皆さんが中心になって行っていくことであると考えます。

具体的には、市政において新たに事業を起こす際などに、市民の方が参画し、議会、行政との協働により、その手法や運営を担っていくことなどが挙げられます。

(第2条関係)

Q2. 「定義」の「市民」は、どの範囲まで含むのか？

A2. 通常「市民」といえば、大分市に住所を有している人いわゆる「住民」が対象になるものと思います。

しかし、市政を行う上で、そのサービスは必ずしも「住民」のみに限定したものばかりではなく、場合によっては、市道の整備(通行)など市外の人も受けられるサービスも存在します。

また、これからのまちづくりは、大分市に住む人のみではなく、大分市に関わりのある人全ての力が必要となってきます。

こうした考えから、本条例案における「市民」とは、「市内に住所を有する者」、「市内に通勤し、又は通学する者」、「市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」としています。

具体的には、市外から市内の会社に勤めにきている人、市外から市内の高校や大学等に学びにきている人、市内に事業所等を構え、業を営んだり活動をしたりする個人や法人、その他の地域活動団体など、大分市に関係のある人を広く「市民」として捉えています。

4. 第2章 基本理念及び基本原則について

(第3条関係)

Q1. 「基本理念」の「市民の幸せな暮らしの実現」とはどういう意味か？

A1. 「幸せな」とは、物質的なものにとどまらず、精神的、身体的にも「幸せ」を実感できることを意味しています。

市民一人ひとりが主体となってまちづくりを進めながら、自らが幸せを実感でき、また、周りの人にも幸せという実感を抱かせるような状態を目指すということと考えています。

5. 第3章 市民、議会及び市長等の役割等

(第5条関係)

Q1. 「市民の権利」第1項の「安心して安全かつ快適な生活」とは？

A1. 市民生活における大前提であると捉えており、本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全、快適に過ごすことができる環境をいうものですが、こういった環境を求めて、市民が自発的に努力して取り組んでいくことができるという意味を含んでいます。

(第5条関係)

Q2. 「市民の権利」第3項の「まちづくりに参画」とは？

A2. 例えば、市が行う事業や各種計画の策定などの際に市民が参画する場を設けたり、市民提案としての意見や提言等を市政に反映させる制度の活用など、様々な場面で市民が参画できる機会を提供します。

市民は、こういった制度を活用しながら参加することで、まちづくりに参画する権利を行使することができます。

また、自治会やPTA、子ども会、老人会など地域が行う行事に参加することもまちづくりへの参画と言えます。

(第5条関係)

Q3. 「市民の権利」第3項の子どもの「年齢に応じたまちづくりへの参画とは？

A3. ここでの子どもとは、年齢により選挙権を付与されていない市民のことを想定しています。

そういった子どもができるまちづくりへの参画の方法は、学校などでの学業に励み、その中で大分市の歴史や地理を学ぶこと、学校生活における集団生活や地域の子供会活動などを通して、社会性を身につけることなども、子どものうちにしかできないまちづくりへの参画の第一歩だと考えます。

また、ボランティアごみ拾いへの参加や、ごみのポイ捨てをしないなどということも、まちづくりへの参画と言えます。

こういったことができることを、特に子どもの権利としてうたっています。

(第6条関係)

Q4. 「市民の責務」とあるが、これを守らないときには罰則があるのか？

A4. この条例の「市民の責務」は、まちづくりを行う上で発生する「市民の責務」であり、この条例の目的そのものが市民主体による自治を実現することとなっていますので、いわゆる理念的なこの条例において定められるような、例えば、「まちづくりへの参画」をしなかったからと言って、何か罰則があるということはありません。

ただ、関係する事項等について、上位の法律やそれぞれ個別の条例によって罰則規定がある場合は、その関係法令や個別条例によって罰則が適用される場合があります。

(第6条関係)

Q5 .「市民の責務」第1項第3号の「自らの発言と行動に責任を持つこと」とは？

A5 .本条例案第5条には、市民の権利としてまちづくりに参画することができることを規定しています。

この第6条は市民の責務を規定したのですが、第1項はまちづくりに関して市民が負う責務として5号設けています。そのうちの第3号は、権利で規定しているまちづくりへ参画する場合には、自分が発言する意見や行動に責任を持っていただくことを規定しています。

(第6条関係)

Q6 .「市民の責務」第1項第5号の「市税等、応分の負担を負う」とは？

A6 .本条例案第5条の市民の権利において、行政サービスを受けることができるとしていますが、ここでは、行政サービスを受けるにあたっては、それに見合う負担を負うことを規定しています。

住民であれば市税を払うことは当然の義務ですし、市外からの通勤者など税を納める必要がない人も、まちづくりへの参画の一環としてボランティアなどによる労力の提供などの負担を負うことを想定しています。

(第6条関係)

Q7 .「市民の責務」第2項の「将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作り」とは？

A7 .本条例案第5条第5項と表裏一体の規定ですが、子供が健やかに育つための環境作りは、将来の大分市を見据えた場合には非常に大切な事柄であると考えます。

ここでは、大人がそうした環境を整えていく責任があるということを規定しています。

(第6条関係)

Q8 .「市民の責務」第3項の事業者等の責務とはどんなものか？

A8 .本条例案では、市民の定義を広く捉えることにより、大分市で活動する事業者、地域活動団体等も市民と位置付けられています。

ここでは、そういった事業者等も地域社会の中で市民としてまちづくりの推進に貢献するように努力していくことを規定しています。

例えば、自治会の中に所在する事業所等は、まちづくりへの参加の一つとして、自治会が行う活動に積極的に参加又は手助けをするなど、地域社会との調和を図ることなどが挙げられます。

(第7条関係)

Q 9 .「大分市議会基本条例」との関係について

A 9 .大分市では、平成21年4月1日から「大分市議会基本条例」を施行しています。

今回の「自治基本条例」を検討する際に、大分市には「議会基本条例」が先行して存在することから、条例の体系についても、議会に関する事項を除いた、いわゆる「行政基本条例」とするか議論になったところですが、「議会基本条例」は、あくまでも「議会における最高規範」であることや、大分市の自治の最高規範として制定を目指す「自治基本条例」には「市民・議会・行政」に関することが全て必要であろうという意見から、この第7条を設けることとしました。

このようなことから、この第7条は「大分市議会基本条例」に規定する内容を尊重し、その根幹部分のみを規定したものとし、詳細の規定については、第4項において「別に条例で定めるところによる。」としています。

(第7条関係)

Q 1 0 .「議会の基本的役割等」第2項の「二元代表制」とは？

A 1 0 .国政においては、国民が国会議員を選んで、その国会議員の中から内閣総理大臣が選ばれる、いわゆる議院内閣制となっていますが、一方、地方自治体では、議員と首長を別々に直接市民が選挙で選び、それぞれが市民からの信託により職務を行う仕組みとなっています。これを「二元代表制」といいます。

従って、第2項の「二元代表制の一翼を担う」となっているのは、議員(議会)と、もう一方は市長のことです。

(第8条・第9条関係)

Q 1 1 .「市長等の基本的役割と責務」と「市長の基本的役割と責務」の違いは？

A 1 1 .第8条の「市長等」の意味については、第2条で定義していますが、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び水道事業管理者が含まれるとなっており、さらに、その他の執行機関の中には、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が該当します。

第8条では、市長を含む執行機関の基本的な役割や責務を規定しています。

一方、第9条は、「市長等」の中でも特に「市長」のみにかかる基本的役割と責務を別出しにして規定したものです。

6. 第4章 行政運営について

(第4章全般)

Q1. この章については、法律や他の条例により既に行われているものばかりです。敢えてこの条例に謳う理由を教えてください。

A1. これにつきましては、検討委員会の市政運営に関する部会の中でかなり協議を行いました。これらは既に運用しているものであり、中には法律で義務付けられているものもありますが、各条文が本市の行政運営において非常に重要なものであり、市の姿勢として示すことが必要であるということで、この条例に謳っております。

(第11条関係)

Q2. 地域主権改革による義務付け・枠付けの見直しにより、総合計画は策定の必要がなくなると聞きましたが、定める必要があるのですか？

A2. 地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、市町村の基本構想の策定に関する義務付けの廃止が示されました。これにより地方自治法が改正されると、基本構想の義務付けはなくなりますが、やはり本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想は必要であると考えていますので、むしろこの基本条例に謳うべきであると考えております。

なお、平成18年に4月に施行された「大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例」により、基本計画は市議会の議決を経るものとなっています。

(第13条関係)

Q3. 政策法務って何ですか？

A3. 地方分権や地域主権が進む中で、地方自治体では様々な行政課題に対して国の指示や通知に頼るのみでなく、自治体が自ら考え創意工夫しながら、制度を自ら設計し運営していく必要性が高まっています。一方で、行政における、より適正で透明な手続や市民に対する説明責任などは、一層重くなっています。この自ら考え、責任を持って法的な判断をし、条例等の立案をすることを「政策法務」といいます。

今後、自治体の職員は、政策形成能力や創造的能力、法務能力等の一層の向上が必要になり、特に、政策法務については、職員の中に幅広く浸透させ、既存の法令を学ぶことはもとより、整合性、妥当性をもった立法能力、柔軟な法令解釈能力を個々の職員が持つことが必須であると考えています。

7. 第5章 市民参画等について

(第23条関係)

Q1. 「協働の推進」第1項の「協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない」とあるが、ここは「協働によるまちづくりに取り組まなければならない」ではないのか？

A1. 本条例案第2条「定義」第3項に「『協働』とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう」と規定しています。

したがって、本条例案第23条第1項は、関係者が目的と情報を共有し、相互理解と信頼関係のもと、協働してまちづくりに取り組むことを規定しています。

ただし、検討する過程において、「協働」というのは「責務を負わせるものでない」という観点もあるため、強制するような表現は出来ないものと考え、このような努力義務として規定しています。

なお、続く第2項は、行政からの一方的な協働とならないよう、市民の自主性及び自立性に配慮することを、行政の強い義務として規定しています。

(第25条関係)

Q2. 「市民意見の聴取」第3項に「あらゆる機会を通じて」とあるが、具体的に「あらゆる機会」とは？

A2. ここでの「あらゆる機会」とは、ホームページからのご意見や庁舎などに設置されている「市長へのひとこと」というホワイトボックスはもとより、窓口での対応時や会議・打合せ時など、市民と関係するさまざまな機会があるのではと考えています。

(第26条関係)

**Q3. 「住民投票」を規定しているが、このことを規定する意味は？
また、近い将来、市は住民投票を行う予定なのか？**

A3. 「住民投票」を規定することの意味は、市政の重要事項について住民の意思を直接確認することができる、言い換えると、住民が市政へ参加できる権利の保障につながるものと考えています。

なお、「住民投票」には、一定の条件等をあらかじめ定めておく「常設型」と、それぞれの重要事項に応じて条件等を定める「個別型」とがありますが、検討の過程において、重要事項毎に条件等を定めた方がよりの確に住民の意思が確認できるものと考え、ここでは「個別型」で規定しています。

また、他都市の「住民投票」の事例を見てみますと、住民生活に多大な影響を与える重要事項、例えば、原子力発電所の建設や、最近では市町村合併に関する事などの事項で実施している場合が多いようです。

したがって、大分市で今直ぐ「住民投票」を行う予定は無いと思いますが、将来的には、そうした重要事項に対する住民の意思を確認する必要性が生じた場合に、この「住民投票」が実施されることになると思います。

(第26条関係)

Q4. 「住民投票」について、「市民投票」という表現でも良いのでは？

A4. 本条例案における「市民」という言葉の定義は、第2条第1項にありますとおり、大分市に関わりのある幅広い方々ということで規定しています。

ただし、いわゆる「住民投票」に該当する案件は、市政における重要事項であり、住民生活に多大な影響を与えるものと考えられることから、原則として、その対象は大分市に住所を有する人にすべきではないかと思っています。

また、他都市の「住民投票」の事例を見てみますと、実務としては、いわゆる住民票などを基本とした、通常の選挙と同じような対応で投票を実施しています。

したがって、ここでは「市民投票」ではなく、実務の面を考慮して「住民投票」という表現で規定しています。

(第27条関係)

Q5 .「審議会、懇話会等」第3項について、「会議の公開に努めるものとする」とあるが、ここは「会議を公開しなければならない」ではないのか？

A5 . 審議会、懇話会等の内容が公開に馴染まないもの、例えば、土地区画整理に関する審議会では個人の財産等を扱うために非公開としているものなどがあるため、ここでは努力義務として規定しています。

ただし、審議会、懇話会等の透明性及び公平性が図られることや、市民に対する説明責任などの観点から、公開出来るものについては、積極的に公開すべきと考えています。

8 . 第6章 まちづくりの推進について

(第28条関係)

Q1 .「都市内分権」とは？

また、そのことによって、地域がどう変わるのか？

A1 .「都市内分権」とは、地域が一定の権限などを持ちながら、主体となって自主・自立のまちづくりを行っていくことだと考えています。

将来的には、大分市の権限や財源の一部を地域に下ろしていくことも考えられるとは思いますが、今直ぐこのことができるのかと言われると、地域におけるそうした受け皿づくりや大分市の予算関係など、その具体的な仕組みづくりを行うには、まだまだ解決しなければならない課題が多くあると思いますし、最近になって出てきた考え方にもなりますので、これから更に議論を深めていく必要があるとも思います。

したがって、今直ぐこの「都市内分権」を導入することは難しいと思いますが、このことが実現すると、地域独自の主体性あるまちづくりが可能となり、このことが地域の特性を活かすことにもつながるのではないかと考えています。

なお、このようなことから、あくまで現時点では、その実現に向かって検討を進めていくべきと考えていますので、条文案としては「都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする」と規定としています。

(第28条関係)

Q2 . 「都市内分権」に「地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行う」とあるが、具体的には？

A2 . 将来的な話にはなりますが、地域が主体性を持ってまちづくりを進めていくためにも、現在、大分市が持っている権限や財源の一部を地域に下ろしていった、その地域の責任と判断のもとで活動できるようにすることが必要ではないかと考えています。

また、そうした場合に、地域における受け皿づくりや地域間の調整などについても、行政の適切な支援が必要ではないかと思えます。